

第6次八潮市総合計画策定基本方針

八潮市

令和5年11月

1. 総合計画策定の趣旨

本市では、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする「第5次八潮市総合計画」において、「共生・協働」と「安全・安心」をまちづくりの基本理念とし、目指すべき将来都市像である「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現に向け、計画的に行政運営を推進している。

この間、少子高齢化、人口減少のさらなる進行をはじめ、自然災害の頻発化・激甚化、国際情勢の変化に伴う物価高騰など、社会経済環境は激しく変化している。

そのような中、本市においては、将来的な人口減少や大規模な自然災害への対策をはじめとして、公共施設の改修や道水路、排水施設等の保全など様々な課題に適切に対応するとともに、デジタル・トランスフォーメーション（DX）及びSDGsの推進、カーボンニュートラル及びダイバーシティの実現などを意識したうえで、多様化する行政ニーズへの確かつ効率的に対応していくことが必要となる。

このようなことから、今後も総合的かつ計画的な行政運営を図るため、現行の第5次八潮市総合計画の成果を検証したうえで、第6次八潮市総合計画を策定するものである。

なお、計画の策定にあたり、「第6次八潮市総合計画策定基本方針」を定めることとし、当該策定方針は、計画策定の検討を進める中で、必要に応じて見直すことができるものとする。

2. 総合計画の方向性

第6次八潮市総合計画は、次の3つを基本的な方向性とする。

★ 市民参画による計画

将来を見据えたまちづくりの方向性について、計画の策定における検討の段階に応じて様々な市民参加の手法を用いることで、市民をはじめとする多様な主体の意見等を的確に反映した計画とする。

★ 市民にわかりやすい計画

目指すべき将来都市像や取り組む施策等について、市民にとってわかりやすい計画とするため、平易で簡潔な内容の計画とする。

★ 実効性の高い計画

実効性が高く、実現可能な計画とするために、施策ごとの取組内容を明確化するとともに、適切な指標及び数値目標を設定し、進行管理や評価が的確にできる計画とする。

3. 総合計画策定のポイント

将来都市像の実現を図るため、次の5つのポイントを踏まえ、計画づくりを行うこととする。

◆ 第5次八潮市総合計画の検証

現行計画の達成状況等を把握し、施策の進捗状況や課題、社会情勢や市民ニーズの変化を的確に捉え、今後取り組むべき課題や解決に向けた手段を明らかにし、施策の実現性や実効性を確保した計画づくりを行う。

◆ デジタルの力を活用した地域の課題解決・魅力向上等の推進

総合計画に定める施策の方向性と整合を図りながら、重要課題であるデジタルの力を活用した地域の課題解決・魅力向上等に取り組むため、総合戦略を総合計画に包含して計画づくりを行う。

◆ 「SDGs（持続可能な開発目標）」の推進

地球上の「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標であるSDGsの達成に寄与するため、その理念や目標を踏まえた計画づくりを行う。



◆ カーボンニュートラルの実現

「2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す」とするカーボンニュートラルの政府の方針が示されていることや、埼玉県東南部地域5市1町において「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行ったことを踏まえ、将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けた計画づくりを行う。

◆ ダイバーシティ社会の実現

年齢や性別、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などといった様々な属性に配慮しながら、違いを受け入れ、わかり合って、互いに活かし合うことができる「多様性」のある社会の実現に向けた計画づくりを行う。

4. 総合計画の体系・計画期間

第6次八潮市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の三層構造とし、総合戦略を包含するものとする。

(1) 基本構想（10年）

本市の「将来都市像」及び「分野別将来目標」を示す。

(2) 基本計画（前期5年・後期5年）

基本構想に掲げる「将来都市像」を達成するため、「分野別将来目標」に基づいた主要施策の内容を示すものとし、「現状と課題」、「基本目標」、「施策の展開」、「成果指標」で構成する。

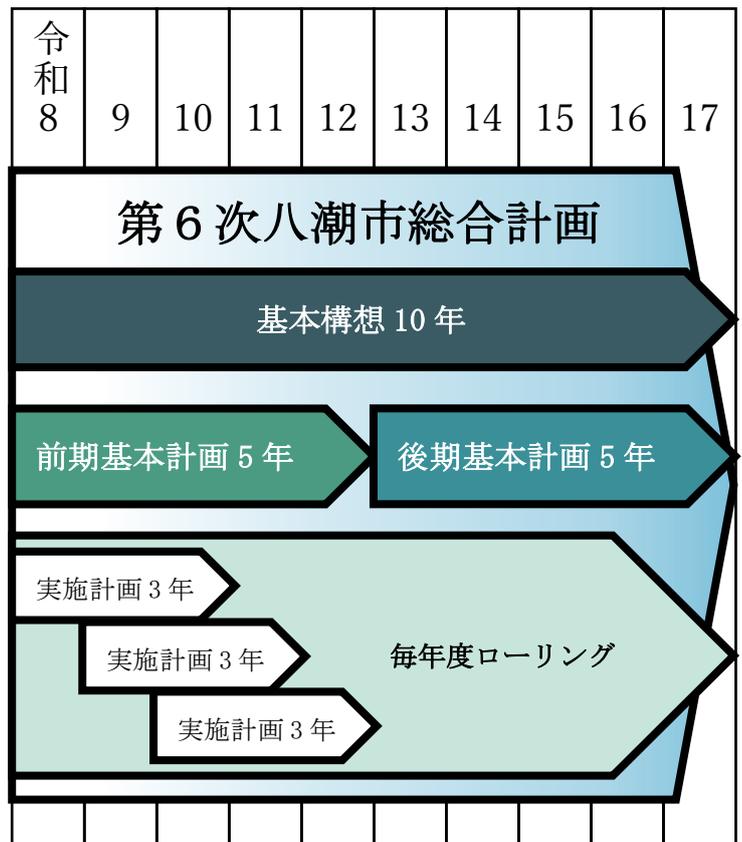
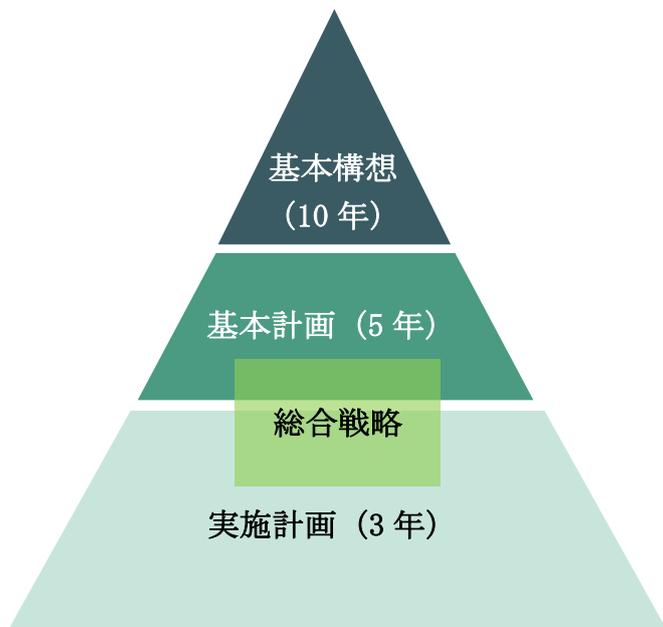
(3) 実施計画（3年）

基本計画に示した施策を実現させるための具体的な事業を示す。

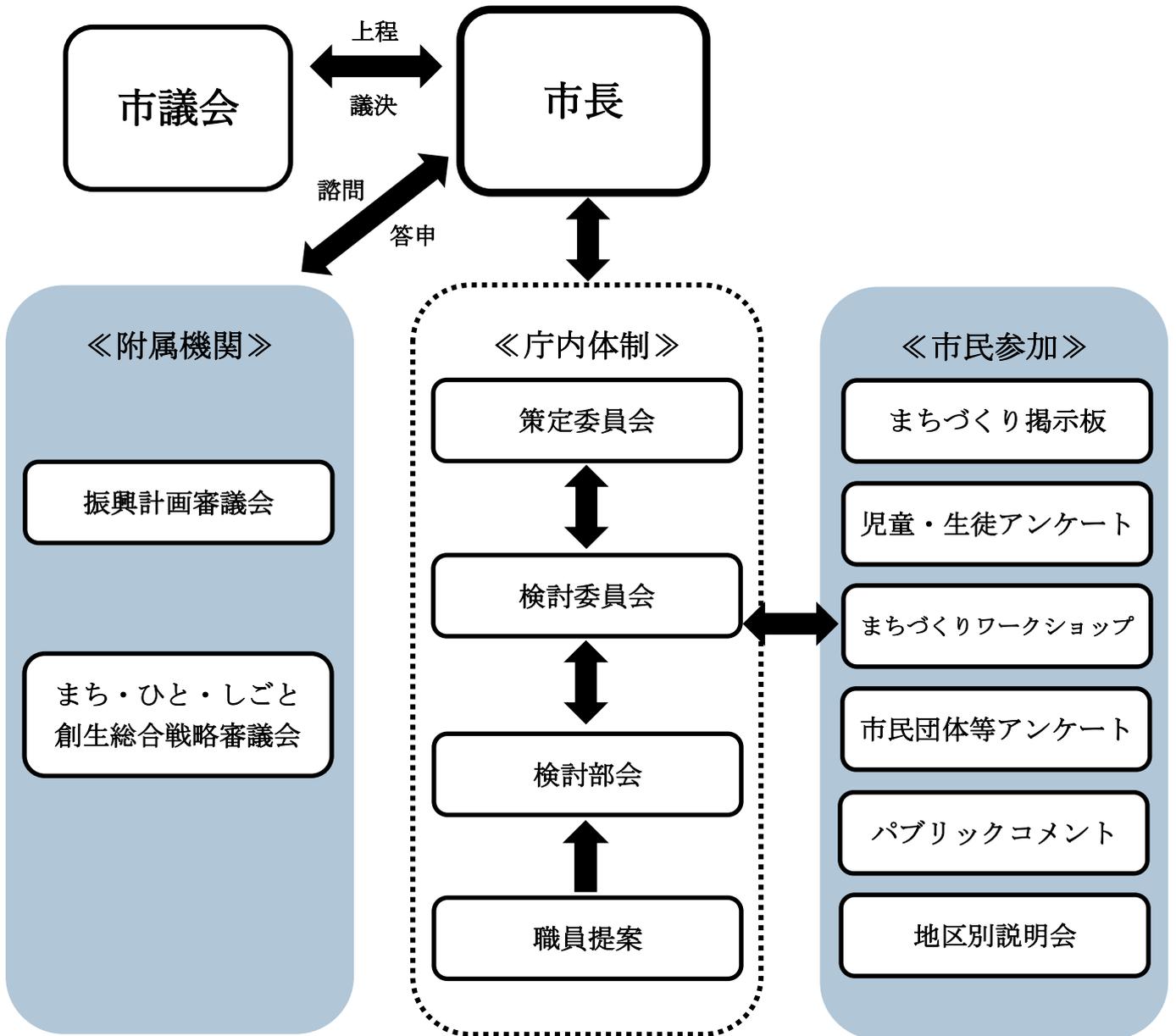
計画期間は3年とし、ローリング方式により毎年度見直しを行う。

(4) 第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略

総合計画の基本計画及び実施計画に包含して定め、基本計画に基本目標を、実施計画に将来の人口減少を見据えた各種施策・事業を示す。



5. 策定体制



6. 市民参加

◆ 八潮市振興計画審議会及び八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会への諮問・答申

八潮市附属機関設置条例（昭和 47 年条例第 15 号）別表の規定により、第 6 次八潮市総合計画については八潮市振興計画審議会へ、また、第 3 期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略については八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会へ諮問し、答申を得る。

◆ まちづくり掲示板の設置

想い描く未来の八潮について、幅広く意見を抽出するため、市内公共施設にまちづくりに関する掲示板（模造紙）を設置する。

◆ 児童・生徒アンケートの実施

想い描く未来の八潮について、幅広い世代の意見を抽出する取組の一環として、市内小・中・高校にまちづくりに関するアンケートを実施する。

◆ まちづくりワークショップの開催

想い描く未来の八潮を題材として、市民等によるワークショップを開催する。

参加者については、①町会自治会連合会の代表者、②女性人材リストからの選出、③八潮高校・八潮南高校の生徒、④八潮市若手職員、⑤公募とし、市内各地区の意向や女性の視点、若者の視点を活かした意見をいただく。

◆ 市民団体等アンケートの実施

総合計画の素案作成に際し、NPOやボランティア団体等の各種団体の意向を把握するため、アンケート調査を実施する。

◆ パブリックコメントの実施

総合計画案に対する意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施する。

◆ 地区別説明会の開催

総合計画案を直接説明し、意見の提案を受けるため、市民向け説明会を開催する。

7. 庁内体制

◆ 策定委員会

委員は、副市長、教育長及び部長級職員とし、各分野の総合調整を図り、計画のあり方や施策の方向性などの重要事項について審議する。

◆ 検討委員会

委員は、副部長等政策調整会議構成員とし、計画素案や施策検討を行うとともに、検討部会における全体の調整を行う。

◆ 検討部会

部会員は、課長級職員、副課長級職員及び係長級職員とし、第5次八潮市総合計画における各種施策の達成度を評価するとともに、現状分析や課題の整理、計画素案の作成等を行う。

◆ 職員提案

各職員が担当分野以外の施策プラン等も提案できるよう、事務局は職員からの意見・提案を募集する提案制度を構築する。